

年金記録問題の取組について

平成22年1月25日

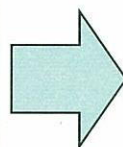
日本年金機構

年金記録問題への取組 問題の所在と対応策

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

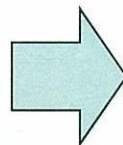


対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
 - 1)「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録があった方(平成19年12月～3月)
 - 2)「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明
※住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

年金記録の正確性の問題

- 1)過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2)厚生年金の標準報酬等を不適切に遡及訂正した事案
- 3)本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例



- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
 - 1)全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
 - 2)インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)

年金記録問題への取組状況について(平成22年1月22日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便	年金事務所分	15万件	22年1月8日 (累計)	0万件	21年12月25日	
	〔21年3月までに受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数〕 機構本部分(※2)	36万件		-3万件		
	〔21年4月以降に受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数〕 年金事務所分	25万件		0万件		
	機構本部分(※2)	14万件		-1万件		
	(未回答)	受給者分		0万件		回答は3,173万件
		加入者分		-1万件		回答は4,896万件
2 5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,362万件	22年1月8日 (累計)	+3万件	21年12月25日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,733万件
	厚年/国年	1,095件/267万件		+3万件/0万件		
	男/女	620万件/742万件		0万件/+3万件		
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	349万件/983万件		+1万件/+2万件		
3 再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月(※3)	22年1月8日	+0.1か月	21年12月25日	
	進達に至っていない申出件数	3.0万件		+0.2万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.3か月	21年11月末 (12月15日支払分)	-0.2か月	21年10月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	12.8万件		-4.6万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.6か月	21年11月末 (12月15日支払分)	-0.1か月	21年10月末	
	未処理件数	27.4万件		-0.4万件		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	10.8千件	21年12月第4週分	12.0千件	21年12月第3週分	(20年5月以降の累計) 94万件
	年金額増額の総額(概算値)	5.1億円		5.6億円		511億円
7 コールセンター	応答率	94.2%	22年1月第2週分	94.5%	21年12月第4・5週分	
	応答呼数/総呼数	4.9万件/5.3万件		5.7万件/6.1万件		
8 年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	4日(月):10事務所 5日(火):10事務所 6日(水):8事務所 7日(木):7事務所 8日(金):5事務所	22年1月第2週分	21日(月):0事務所 22日(火):2事務所 24日(木):5事務所 25日(金):2事務所 28日(月):1事務所	21年12月第4・5週分	
9 標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	722件	22年1月8日 (累計)	+7件	21年12月28日	
	うち2万件的戸別訪問対象事案数	523件		+1件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年末年始の期間について調整を行った数値(12月28日までの受付分で今回の対象期間に進達したものは、処理期間から4日間を控除)。なお、当該調整を行わなかった場合の平均処理期間は、0.7か月。

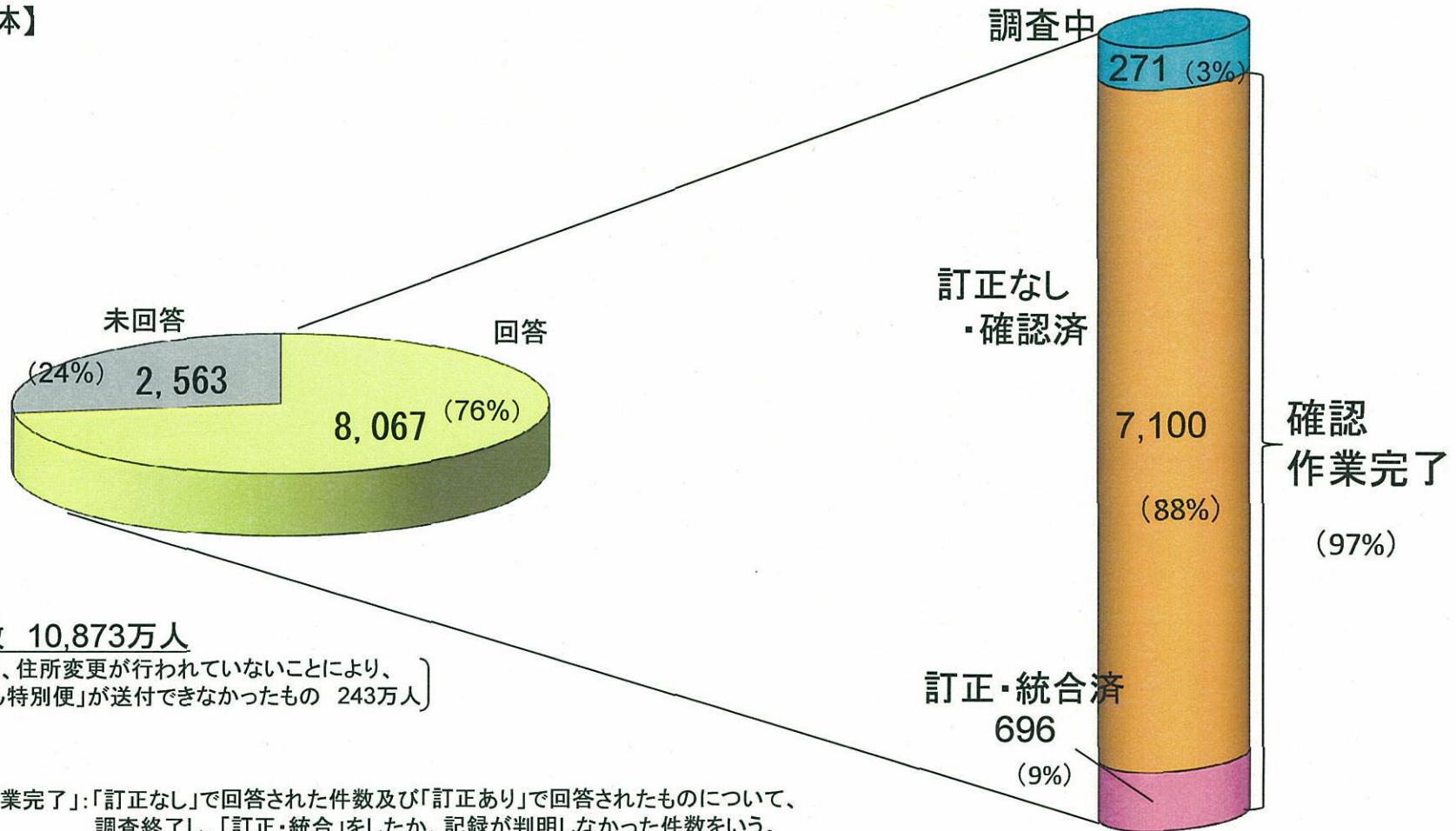
(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただき、このうち約8,067万人(21年12月25日現在)から回答をいただき、このうち、約97%の方(約7,796万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



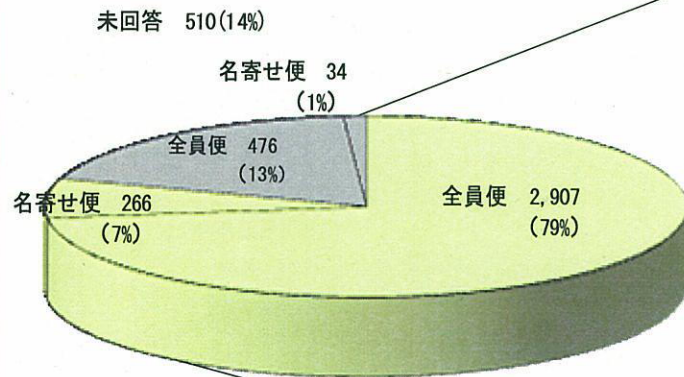
送付数 10,873万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 243万人

※「確認作業完了」:「訂正なし」で回答された件数及び「訂正あり」で回答されたものについて、調査終了し、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数をいう。

単位:万人

【受給者】

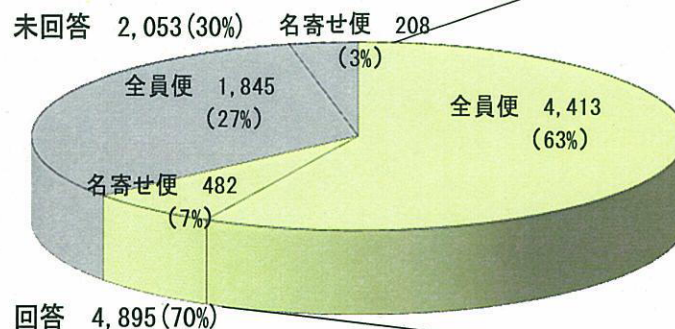


回答 3,173 (86%)

送付数 3,695万人

〔このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 13万人〕

【加入者】



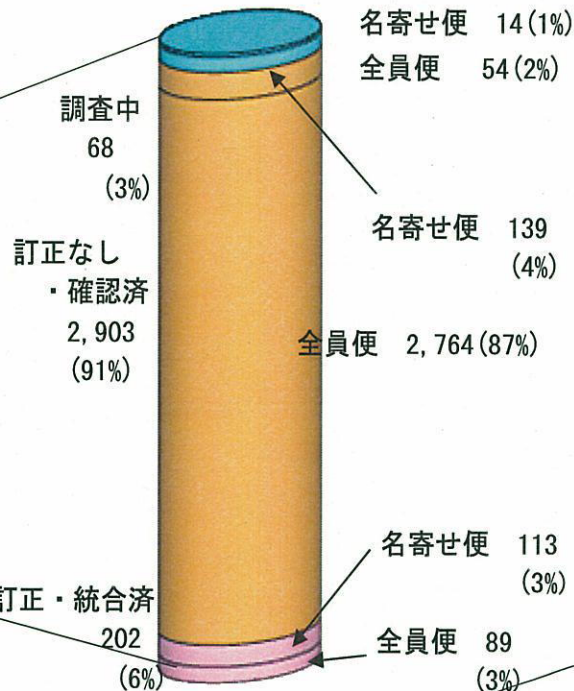
回答 4,895 (70%)

21年12月25日現在

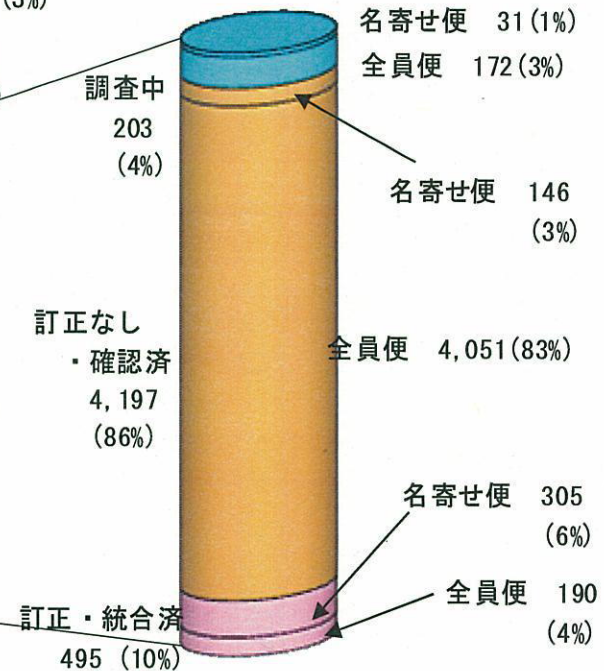
単位: 万人

送付数 7,178万人

〔このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 230万人〕



このうち8万人は、「訂正なし」との回答があったものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの



名寄せ特別便に係る協力市区町村の記録調査の実施状況(平成21年12月末現在)

実施状況について

- 平成21年12月末までの実績として報告の提出があった市区町村数 . . . 252市区町村
- ・ 上記のうち、ご本人への記録調査を行っていただいた市区町村数 . . . 41市区町村
- ・ 上記のうち、電話番号などの情報提供いただいた市区町村数 . . . 213市区町村

※ ただし両方に該当する市区町村がある

- 平成21年12月末までに市町村において4,938人の方(①+③)の電話番号や住所等が把握がされ、1,237人の方(②)について、記録がご本人のものであることが確認された

実績報告の提出があった市区町村の実績

- ご本人への記録確認を行っていただいた市区町村(41ヶ所)

記録調査対象人数 (市区町村が各種情報(国民健康保険・介護保険等)との突合わせを行うもの)	2,993
1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの	2,182(73%)
2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む)	811(27%)
1. 本人の記録であることが確認できた	1,237(57%)
2. 本人の記録ではなかった	420(19%)
3. 既に年金事務所等へ訂正ありとして届出済	110(5%)
4. その他(不在、居所不明、回答拒否等)	415(19%)

- 電話番号などの情報提供を行っていただいた市区町村(213ヶ所)

記録調査対象人数 (市区町村が各種情報(国民健康保険・介護保険等)との突合わせを行うもの)	4,352
1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの	2,756(63%)
2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの(死亡、住所登録なし等を含む)	1,596(37%)

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,348万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,002万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(21年12月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件		1348万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件		1586万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件		628万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)		531万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件		1002万件
計 5095万件		計 5095万件

未 統 合 記 録 の 全 体 像 〔 平成21年12月 〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1348万件【19年12月より1038万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、544万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1586万件【19年12月より346万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、1002万件【19年12月より1443万件減少】
- 住基ネットの活用等により、531万件の解明作業が進展「6」

記 録 の 内 容	平成19年12月		平成21年12月		増減	増減の主な要因、備考
	(万件)	割 合	(万件)	割 合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	2,934	57.6%	1,384	・ 解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	403	7.9%	43	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			66	1.3%	66	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せて該当した記録			180	3.5%	180	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	568	11.1%	108	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	369	7.2%	-51	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,348	26.5%	1,038	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	628	12.3%	-544	・ 記録の統合が進んだことによる減 （※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	191	3.7%	-144	
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	443	8.7%	-403	
6 解明作業が進展中の記録			531	10.4%	531	・ 解明作業の進展による増 ・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			79	1.6%	79	
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			317	6.2%	317	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			99	1.9%	99	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			36	0.7%	36	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	2,445	48.0%	1,002	19.7%	-1,443	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

○ 「平成21年12月」は、平成21年12月11日時点のデータをベースに作成

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

未統合
記録
5,095
万件

(平成21年12月時点)

統合済みの記録
1,348万件

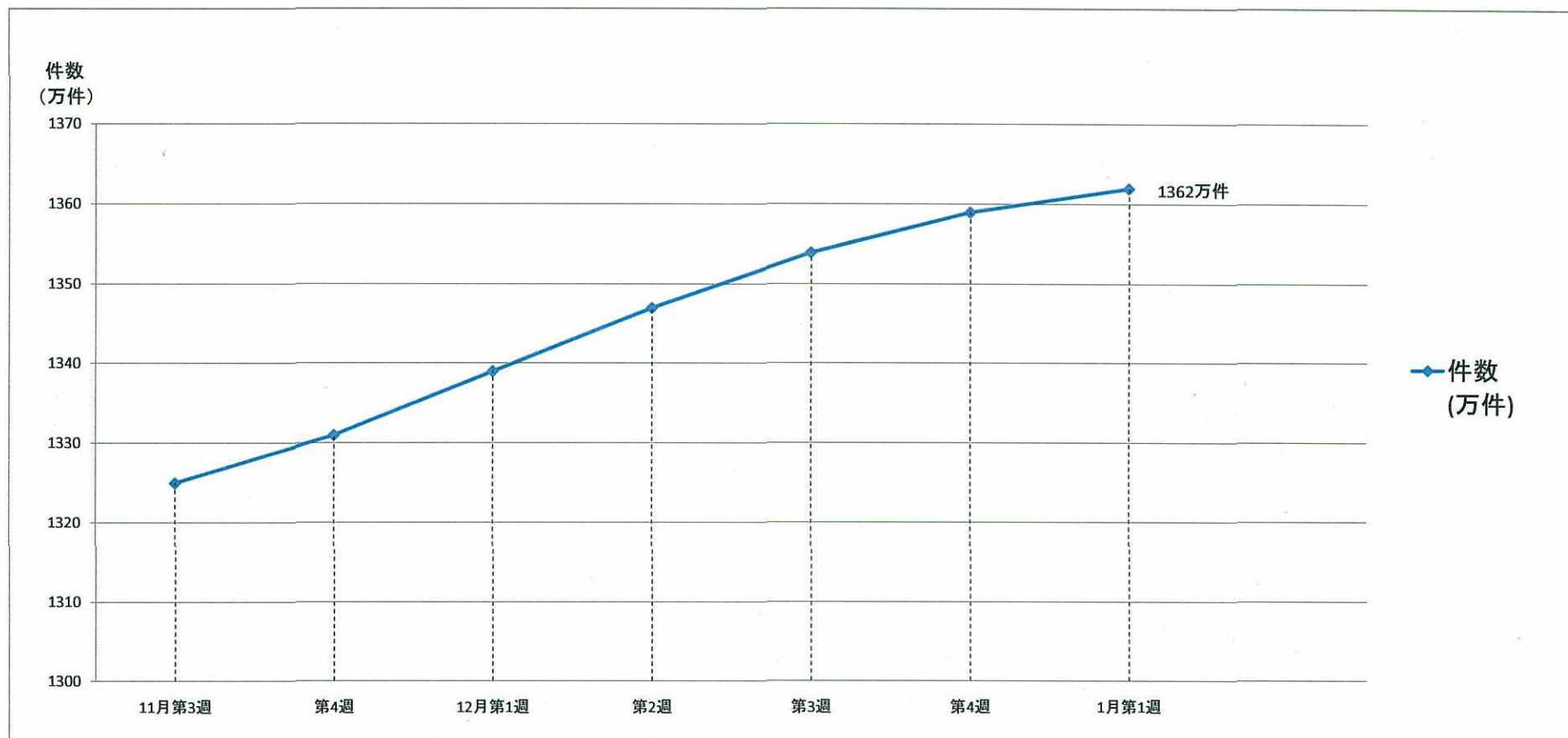
特別便などによって、
解明作業が進展中の記録
1,159万件

今後、更に解明を
進める記録
1,002万件

既に亡くなられているなど、
一定の解明がなされた記録
1,586万件

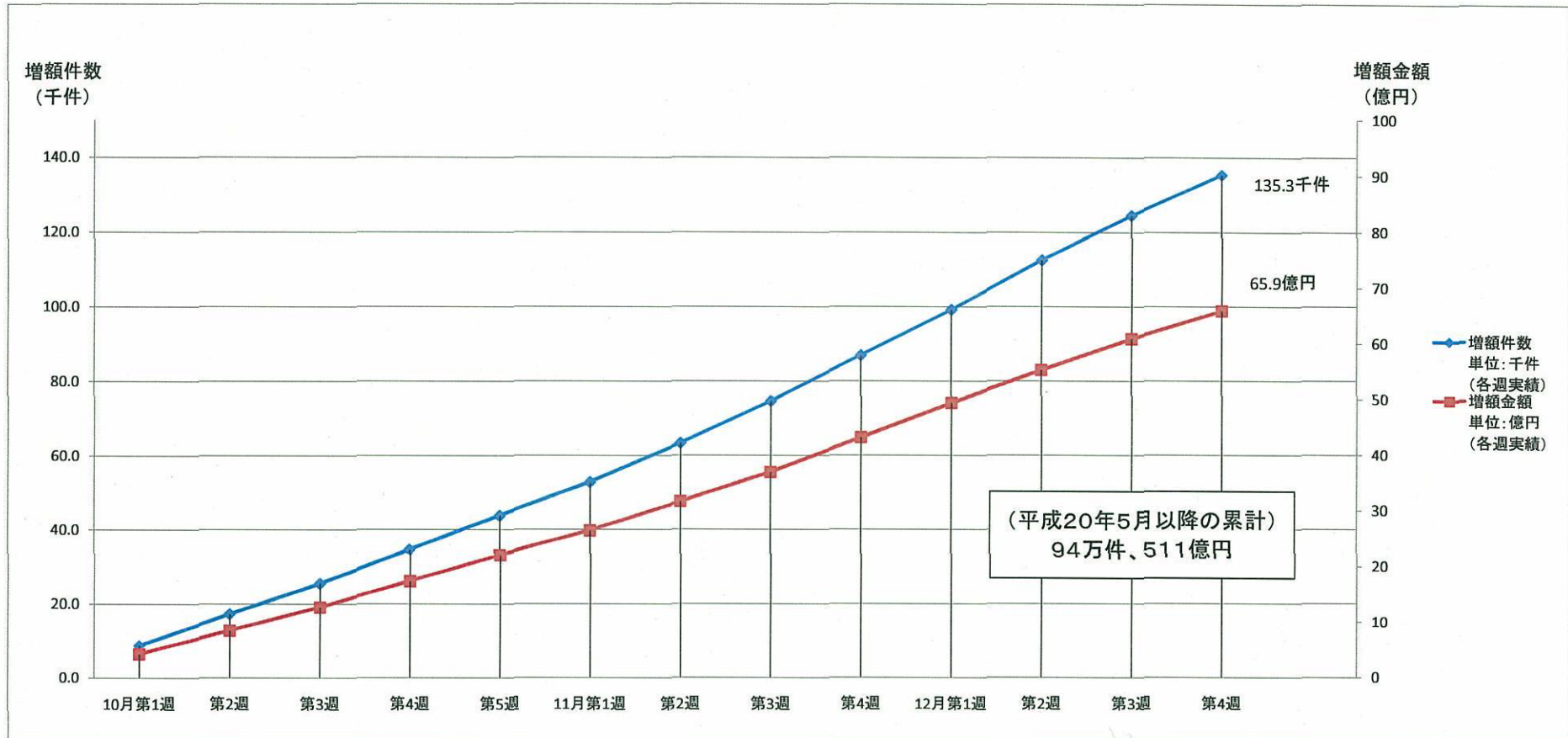
平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,348万件が
統合済み

5095万件の未統合記録の統合件数[累積]



	11月		12月				22年1月
	11月第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第1週
件数 (万件)	1325	1331	1339	1347	1354	1359	1362

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



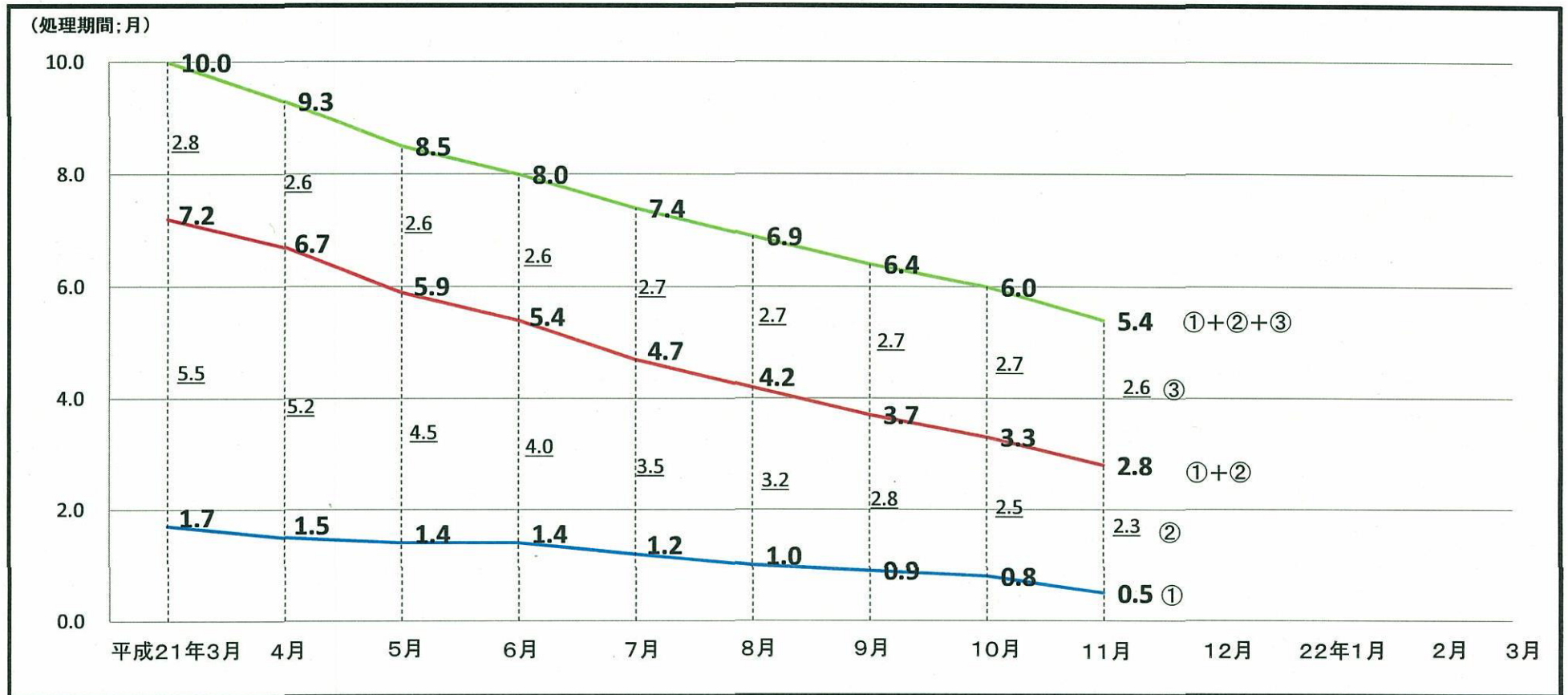
	10月					11月				12月			
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週
増額件数 単位: 千件 (各週実績)	8.7 (8.7)	17.2 (8.5)	25.5 (8.3)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)
増額金額 単位: 億円 (各週実績)	4.3 (4.3)	8.5 (4.2)	12.7 (4.2)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

記録回復後の年金を受給できるまでの処理期間



- ①再裁定の申出受付から日本年金機構本部への進達 [年金事務所]
②再裁定の支給(5年以内分) [日本年金機構本部]
③時効特例分の支給 [日本年金機構本部]

日本年金機構本部	21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
再裁定の処理件数の推移	19.1万件	19.1万件	19.0万件	19.0万件	18.1万件	16.6万件	14.0万件	14.2万件	12.9万件
(1日当たりの平均処理件数の推移)	(9.1千件)	(9.1千件)	(10.6千件)	(8.6千件/日)	(8.2千件/日)	(7.9千件/日)	(7.4千件/日)	(6.8千件/日)	(6.8千件/日)
再裁定の未処理件数の推移	70.4万件	61.7万件	53.6万件	44.2万件	35.5万件	28.8万件	22.8万件	17.4万件	12.8万件

※1 再裁定と時効特例の処理期間については、平均的には上記のとおりであるが、システム上で処理可能なものと手作業での処理が必要なものがあり、個別の案件によっては、更に長くなるものがある。

※2 11月分の処理期間は速報値。

「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。

平成21年12月末日までに約4,930万人(4月2日～平成22年1月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月～12月送付分》

送付件数

約4,930万件

回答件数

約387万件

※業務センター受付分のみを集計

送付封筒種類別

オレンジ色の封筒で送付



約200万件
(a+b+c)

空色の封筒で送付



約4,270万件

「ねんきん特別便」の回答勧奨等

名寄せ特別便で「訂正なし」と回答した方に対し、名寄せ記録の一部を同封

約46万件
(a)

名寄せ特別便に未回答の方に対し、名寄せ記録の一部を同封し、回答勧奨

約116万件
(b)

全員特別便に未回答の方への回答勧奨

約1,518万件

標準報酬の遡及訂正事案

標準報酬月額に誤りがある可能性のある方に対し、お知らせを同封

約40万件
(c)

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、21年3月末までに概ね終了。

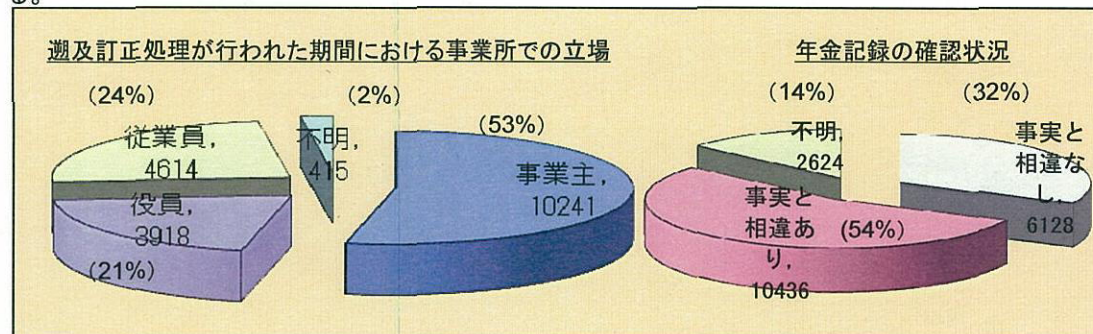
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について一定の条件を満たす場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録回復を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録回復の状況(21年12月28日現在(速報値)) 715件

(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 522件(*))

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数:1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で記録回復を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に記録回復を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で記録回復を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録回復を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案(1,335件)について、21年12月までに職員の関与に関する調査を行い、4件の事案について不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことが確認された。

* 関与が明らかになった職員(既に退職している1名を除く3名)に対しては、処分が行われている。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」(*)や21年12月に送付を開始した厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」(*)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での記録回復や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

1 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況

- (1) 国民年金特殊台帳等として保有している3,096万件の記録全数について、平成20年5月からコンピュータ記録との突合せを実施。
- (2) 平成21年11月末時点において、3,096万件のうち、3,033万件(98%)の突合せを完了。

※ 特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、社会保険事務所でマイクロフィルム化して保管している。また、特殊台帳以外に、全ての期間が通常の納付方法により行われている記録や年度内の全ての期間が免除されている記録などが記載されている台帳(普通台帳)が約870万件あり、社会保険事務所においてマイクロフィルム及び紙媒体で保管している。

2 突合せの結果

- (1) 上記(1)の3,033万件のうち、国民年金特殊台帳の記録とコンピュータのオンライン記録が一致しないものが24万件(0.8%)あった。

国民年金特殊台帳等とオンライン記録が一致しないもの		
	① オンライン上の納付記録(納付、免除)が異なっているもので、記録訂正により納付記録が増えるもの ※1	② 氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失日の一部が異なっているもの ※1
236,255件 (0.8%)	180,398件 ※2 (0.6%) うち、年金額が増額となる受給者 70,230件 (0.2%)	58,972件 (0.2%)

(備考) 括弧内の数字は、3,033万件に対する割合である。

※1 ①と②は、重複しているものがある。

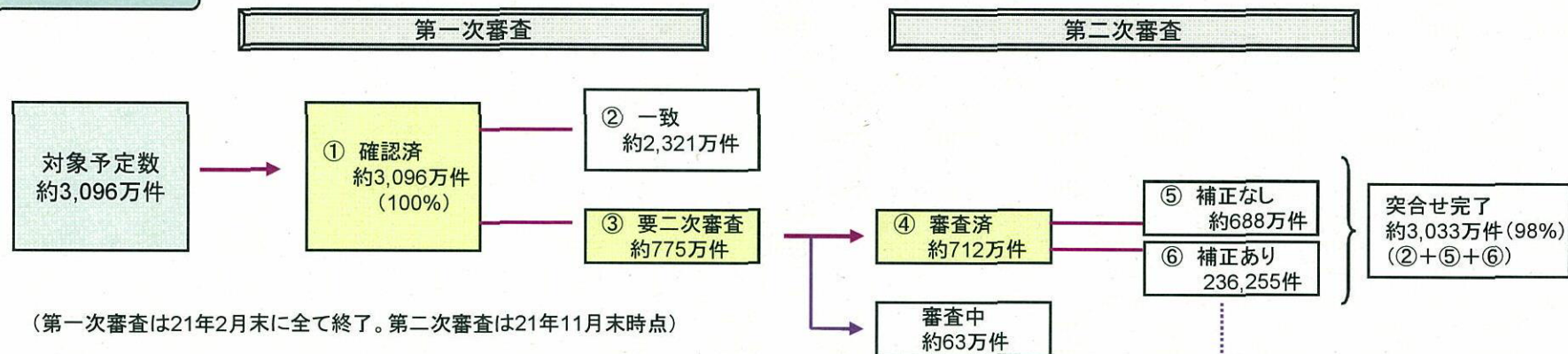
※2 納付記録が増えるもの(180,398件)には、現役加入者や、年金額に影響のない障害基礎年金受給者等の記録を含む。

(2) 年金受給者の年金額の増額の状況(年額)

平均 14,571円(納付8.3月、免除1.6月)
 最高 346,544円(納付210月)
 最低 550円(免除1月)

国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せの進捗状況（21年11月末現在）

突合せ作業



突合せ後の後処理

